

省交国

「4号特例」見直し

図書の一部提出、審査へ

国土交通省は、建築士度の改正に伴う現場の混乱を避けるため、改正法で創設される構造・設備設計一級建築士による法適合確認がスタートする2009年5月末以降に用された建築住宅約1800棟で不適切な設計による耐震性の強度不足が明らかになったことから、現在省略している図書の一部について提出を義務化して審査する方向で検討している。

提出を義務化する図書の詳細は固まっていないものの、同省は「壁量計算表の提出は必要」との考えを示している。特例の見直しで、設計者側と審査側に混乱が生じる可能性もあることから、同省は早ければ7月から全国で実務者向けの講習会を開き、見直しの内容を周知をする。

特例の見直しは、改正建築士法の施行による制度の改正に伴う現場の混乱を避けるため、改正法で創設される構造・設備設計一級建築士による法適合確認がスタートする2009年5月末以降に用された建築住宅約1800棟で不適切な設計による耐震性の強度不足が明らかになったことから、現在省略している図書の一部について提出を義務化して審査する方向で検討している。

4号特例は、建築士が設計が工事監理した延べ床面積100平方メートル未満の木造住宅や倉庫などの構造規定審査を省略する制度。ただ、特例が適用された分譲戸建て住宅で壁量不足による耐震性の不足などが発覚したため、制度を見直すことにした。

同省は、特例の見直しに当たり、制度の撤廃も含めた検討を進めており、構造設計一級建築士が設計が工事監理した物件だけ審査省略を継続する案などが浮上している。

ただ、制度を撤廃した